

令和7年度農産物直売所等ネットワーク強化事業委託業務仕様書（案）

1 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）に委託する、農産物直売所等ネットワーク強化事業を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙はこの仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 事業の目的

農産物直売所及び道の駅（以下「直売所」という。）においては、生産者の高齢化による出荷会員減少の影響で、商品不足等が運営上の主要な課題となっている。こうした課題等の解決に向け、令和5年度からふくしま産直倶楽部（県内直売所で構成）の募集を開始し、定期的な情報交換会を開催するなど、直売所等のネットワーク構築を推進してきた。令和7年度農産物直売所等ネットワーク強化事業では前年度までの取組をベースに、下記（1）～（6）の業務を行うことで、ネットワークを一層強化し、運営上の課題解決につなげることを目的とする。

3 事業概要

ネットワーク強化に向け、以下（1）～（6）の業務を行う。

- （1）直売所関係者等による定期的な情報交換会の開催に関する事
- （2）直売所間の商品交換に係る実証支援に関する事
- （3）複数の直売所による合同販売会の開催に関する事
- （4）直売所関係者等による視察研修の実施に関する事
- （5）ホームページの運営管理に関する事
- （6）その他直売所のネットワーク強化に必要な事。

4 業務委託内容

- （1）直売所関係者等による定期的な情報交換会の開催に関する事

直売所関係者等による情報交換会を開催するための事務局機能を構築し、以下ア～オのとおり実施すること。

ア 2か月に1回程度の頻度で実施すること。

イ 会場を手配すること。なお会場は開催の都度、甲と協議のうえ決定するが、関係者が参集しやすい地域に留意すること。会場の規模は30名程度が収容できるものとする。

ウ 関係者への開催案内を行うとともに、問い合わせ等にも対応できる体制を持つこと。参集者は県内の直売所関係者を中心に、必要に応じ市町村関係者等へのコンタクトも図ること。

エ 情報交換のテーマは甲と協議し決定するが、業務概要（2）～（4）に関する事もテーマに必ず設定すること。

オ 情報交換の内容を記録し、参集者等へ共有すること。

- （2）直売所間の商品交換に係る実証支援に関する事

ア 直売所における商品不足等の課題解決に向けた取組の、直売所間の商品交換の実証

を行い、効果を検証する。

イ 実証は、取組に関心のある直売所の協力のもと実施する。直売所への意向確認や、参加する直売所の選定等は甲と連携して進める。

ウ 直売所間の商品交換に係る実証を行い、集荷、流通、販売の一連の流れにおける課題を整理し、甲に報告する。なお、実証回数は甲乙協議のうえ決定する。

エ 物流に係る費用は乙が負担し、商品代金以外の負担が直売所に発生しないよう留意する。

オ 取組を消費者へ訴求する共通 POP 等を制作し、店頭で展開する。

(3) 複数の直売所による合同販売会の開催に関すること

ア 県内の直売所等で、県内直売所関係者が連携した販売会を1回程度開催する。

イ 伝統野菜をはじめとした各直売所の商品を販売し、魅力を訴求するとともに、直売所間の連携を深めることを目的とする。

ウ 商品購入者へのプレゼントキャンペーン等の実施により、販売促進を図ること。

エ 販売する商品は参加する直売所が会場に持ち寄り、売れ残り等も各直売所が回収する。

オ 乙はイベントに係る企画運営、販売会場との調整一式を行うとともに、出店費用等を負担する。

(4) 直売所関係者等による視察研修の実施に関すること

ア 直売所運営に係る知見を高めるとともに、参加者同士の交流を深めることを目的に、県内外の直売所を中心とした視察研修会を実施する。

イ 訪問先は甲と協議するとともに、直売所関係者からも訪問希望先をヒアリングのうえ決定する。決定後の訪問先との調整や事前準備等の一式を行う。

ウ 日帰り可能な県外で1回程度の実施を想定し、1回での訪問直売所は2施設程度とする。参加人数は1回当たり10名程度を想定する。

移動に必要なバスの手配等を行う。

エ 参加者の参加費用は無料とするが、甲乙協議の上所定の参加費を徴収することも可。

オ その他視察研修に必要な手配等を行う。

(5) ホームページの運営管理に関すること

ア 本事業をPRするためのホームページの運営管理を行うこと。

イ ホームページの仕様は「ふくしま産直倶楽部」ホームページの機能を基本とする。

ウ ホームページを随時更新して、最新の情報になるよう管理すること。

エ SNSによる本事業のPRは必須としない。

(6) その他直売所のネットワーク強化に必要なこと。

【提案のポイント】

- ・「2 事業の目的」で述べたとおり、直売所では生産者の高齢化による出荷会員減少の影響で、商品不足等が運営上の主要な課題となっている。
- ・(2) はこういった課題解決に向けた具体の取組に係る実証であり、その基盤には関係者の

信頼関係や、多様なルート構築が必要である。

- ・（１）～（４）の業務は課題解決に向け、直売所関係者が連携して取り組むことを目指す上で、関係者同士の交流の深化や、ネットワークの強化を図る観点も有する。
- ・各業務は密接に関わっており、業務スケジュールや内容も、全体の進行具合を見ながら適宜軌道修正することが望ましい。

5 成果品

- （１） 実績報告書
- （２） 掲出物及び制作物

なお、各々の様式は、甲乙が協議の上定めることとする。

6 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- （１） 着手届
- （２） 総括責任者通知書
- （３） 再委託等に係る承認申請書（該当ある場合のみ提出）
- （４） 完了届
- （５） その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

7 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として専従させなければならない。

なお、総括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

8 関係機関との協議

乙は、本業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関との協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を甲に連絡したうえでこれを行うものとする。

9 作業等の打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。

10 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上定めることとする。